

保有個人情報の目的外利用・外部提供の実施状況報告（令和6年度実績）

本市における、保有個人情報の目的外利用・外部提供の令和6年度実施状況を取りまとめ報告します。

目的外利用・外部提供に関しては、令和4年度までは「いわき市個人情報保護条例（令和5年3月末廃止）」に基づく制度運用として、類型承認基準により処理してきましたが、令和5年4月1日改正個人情報保護法の施行により、全国の地方公共団体においても当該法に基づき運用するものとなりました。

【※補足】「個人情報の保護に関する法律」第69条に基づき、保有個人情報の目的外利用や外部提供は法令に定めがある場合を除き原則禁止されていますが、法第69条第2項各号に該当する場合は、例外的に利用又は提供することができます。

1 部等別実施件数

部等名	目的外利用	外部提供	小計	参考：R5 実績
総合政策部	1件	1件	2件	3件
危機管理部	0件	2件	2件	2件
総務部	2件	0件	2件	1件
財政部	22件	1件	23件	22件
市民協働部	19件	28件	47件	45件
生活環境部	0件	1件	1件	2件
保健福祉部	20件	199件	219件	126件
こどもみらい部	0件	0件	0件	4件
農林水産部	0件	1件	1件	2件
土木部	1件	1件	2件	2件
都市建設部	1件	0件	1件	2件
農業委員会	0件	0件	0件	1件
教育委員会	1件	0件	1件	2件
消防本部	0件	13件	13件	5件
水道局	0件	71件	71件	39件
医療センター	0件	16件	16件	14件
合 計	67件	334件	401件	272件

2 該当区分別実施件数

該当区分（法 69 条）	件数	参考：R5 実績
第 1 項 法令に基づく場合	230 件	145 件
内訳・刑事事件における関係行政機関等への提供 31 件 ・民事事件における関係行政機関等への提供 2 件 ・その他の法に基づく利用又は提供 197 件 (主なもの：口座登録法等)		内訳 54 件 3 件 88 件
第 2 項第 1 号 本人同意、本人提供	97 件	63 件
第 2 項第 2 号 所掌事務、業務の遂行	31 件	38 件
第 2 項第 3 号 他の行政機関等への提供	27 件	20 件
第 2 項第 4 号 統計又は学術研究	1 件	0 件
第 2 項第 4 号 本人の利益（表彰・委員講師選任等）	11 件	8 件
第 2 項第 4 号 その他特別の理由（市民福祉の向上、効率的事務執行等）	4 件	5 件
合 計	401 件	279 件

（※R5 実績について、複数区分に該当する案件があるため「1 部等別実施件数」の合計数とは一致しません。）

3 総務部協議実施状況報告

目的外利用・外部提供の申請があった場合には、個人情報保護法に基づき整理した「いわき市個人情報保護制度運用の手引き」に従い、情報保有部において法令に合致するものか、また、過去に類型承認された事例に該当するかなど、適否の判断を行います。

ただし、過去に類型承認を行った案件以外の申請があった場合には、情報保有部から総務部へ協議を行い同法第 69 条への該当性の確認を行うこととしていることから、総務部協議の実施状況について報告します。（法令に基づく場合や本人同意がある場合、本人提供の場合は、協議の対象外としております。）

目的外利用・外部提供に係る総務部協議の実施状況報告（令和6年度実績）

◇目的外利用 法第69条第2項第2号（所掌事務、業務の遂行）

No.	情報保有課等	情報利用課等	事務事業名	事務事業の概要	データ利用等目的	個人情報の内容	総務部の判断
1	住宅営繕課	保健福祉課	令和5年台風第13号による被災者の見守り支援（安否確認）	応急住宅に住む被災者を対象とした見守り支援（安否確認）の実施を予定している。	見守り支援を通して、被災者の心身の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなぎ、サービスが提供されるよう調整するなどの支援を行うもの	公営住宅を利用している令和5年台風第13号の被災世帯の入居者義人の氏名及び住所	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあって必要な限度であり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。
2	市民課	産業みらい課	風力発電に関するアンケート	今後新たな風力発電事業が生じた場合の対応の参考資料とするため幅広い市民意見を調査する。	アンケート実施に必要な対象者名簿及びアドレスタックの作成に利用する。	住民基本台帳情報 無作為抽出2,007人（抽出者の郵便番号、住所、氏名、年齢、地区コード）	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあって必要な限度であり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。
3	市民課	公共交通課	域内移動手段に関するアンケート調査	小名浜・常磐地区の一部地区の住民を対象に、域内移動手段についてのアンケート調査を実施する	アンケート調査票の送付に必要な宛名ラベルを作成するため。	・住民基本台帳に登録されている小名浜・常磐地区の居住者のうち無作為に2,600世帯を抽出（各地区1,300世帯） ・抽出世帯の住所、氏名（世帯主）、年齢（世帯主）、郵便番号、性別、地区コード	提供しようとする個人情報の範囲については当該事務の執行にあって必要な限度であり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。

◆外部提供 法第69条第2項第3号(他の行政機関等への提供)

No.	情報保有課等	情報利用課等	事務事業名	事務事業の概要	データ利用等目的	個人情報情報の内容	総務部の判断
1	市民課	福島県(こども青少年政策課)	結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査	「ふくしま新生こども夢プラン」の見直しにあたり、策定立案の根拠となる特定年齢層の県民のニーズや幸福度の調査を行う	調査対象者への調査票等の送付。	住民基本台帳情報のうち、令和6年4月1日現在の各年齢区分にある男女の氏名、住所及び郵便番号。(対象者数3,015人)	提供しようとする個人情報情報の範囲については当該事務の執行にあり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。
2	国保年金課	福島県国民健康保険課	令和6年度福島県医療データ分析等市町村国保支援事業	令和11年度の福島県内の保険税統一に向け、医療費に関する基礎資料を作成し、分析事業を実施するため	各市町村の医療費の現状および医療費格差を生む要因とその影響の大きさを把握し、医療データを分析する。	レセプトデータ、健康診査データ(令和元年度～5年度)	提供しようとする個人情報情報の範囲については当該事務の執行にあり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。
3	市民課	福島県原子力災害対策課	東京電力福島第一・第二原子力発電所事故に係る追加賠償	追加賠償に係る請求書の発送、請求促進のための書面発送、損害賠償に係る統計処理業務。	追加賠償に係る請求書の発送、請求促進のための書面発送、損害賠償に係る統計処理業務。	平成23年3月11日時点でいわき市に住民登録し (1)平成23年3月12日以降いわき市から転出した者の氏名、生年月日、住所、郵便番号、転出先住所、転出先郵便番号、転出年月日 (2)平成23年3月12日以降死亡した者の死亡年月日	提供しようとする個人情報情報の範囲については当該事務の執行にあり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。
4	国保年金課	関東信越厚生局東京事務所	医療機関に対する療養の給付に関する指導業務	医療機関に対する療養の給付に関する指導業務	同左	(東京事務所所管内)特定医療機関から提出があった診療報酬明細書	提供しようとする個人情報情報の範囲については当該事務の執行にあり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる。